中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業に係る仕様書

１　事業名

　　中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業

２　実施期間

　　令和３年４月１日から令和４年３月３１日までとする。

３　事業の目的

　中国残留邦人等永住帰国者については、長年の中国等での居住により日本語が不自由なこと、日本の社会・雇用慣行に不慣れであること、就職に際しての技能の習得が必要となることが多いこと等、就職に当たって種々の困難な問題があることから、職業相談員を「中国帰国者支援・交流センター」に配置し、職業相談、就職指導等を実施することにより、その居住する地域の事情やニーズに合わせた的確な援助を行って就職に導くことを目的とする。

４　事業の内容等

(1) 事業の実施場所

　　ア　北海道中国帰国者支援・交流センター

　　イ　東北　　　　　　　　〃

　　ウ　首都圏 〃

　　エ　東海・北陸 〃

　　オ　近畿 〃

　　カ　中国・四国 〃

　　キ　九州 〃

(2) 事業の内容

　　　上記(1)の施設に職業相談員１名（首都圏中国帰国者支援・交流センターは２名）を

配置し、次に掲げる事業を実施する。なお、契約は上記(1)の施設ごとに行う。

ア　就職の助言及び指導

イ　就職に対する意向調査

ウ　雇用情報の収集

エ　求職情報の作成

オ 労働市場の状況、就職に対する心構え等に関するガイダンスブックの作成及び関

係機関への配布（首都圏中国帰国者支援・交流センターでのみ実施）

カ　公共職業安定所の利用に関する助言

キ　公共職業安定所との連絡

ク　公共職業安定所の紹介により常用労働者として就職する者についての身元保証

ケ　公共職業安定所・公共職業能力開発施設・事業所の見学

　　コ　別途定める様式による四半期ごとの実績報告

　　サ　進捗状況確認のための会議（年１回・Web会議形式を予定）の実施及び議事概要の作成・提出

シ　その他中国残留邦人等永住帰国者の就職援助に関すること。

　(3) 職業相談員の配置

　　　原則として、常駐の職業相談員を配置すること。

５　事業実施計画書作成に当たっての留意事項

　　事業実施計画書の作成に当たっては、上記４(2)に記載する事業内容のそれぞれについての計画及び同ア・オ・ケの目標数値を必ず盛り込むこととし、原則として５頁以内に簡潔にまとめること。

６　再委託について

(1) 契約に係る事務又は事業の全部を一括して第三者（受託者の子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。

(2) 委託業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は、再委託してはならない。

(3) 委託業務の一部を再委託する場合は、事前に再委託する業務、再委託先等を厚生労働省に申請し、承認を受けること。

(4) 再委託を行う場合は、その最終的な責任は受託者が負うこと。

７　問題発生時の連絡体制

情報漏えい等の問題が生じた場合は、以下の連絡先にその問題の内容について報告すること。

（事業担当部局）職業安定局雇用開発企画課就労支援室

　　　電話番号　03-5253-1111（内線5817）

（契約担当部局）職業安定局総務課予算係

電話番号　03-5253-1111（内線5719）